

◎新潟県告示第695号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月12日

新潟県知事 花 角 英 世

氏名	所在地	変更事項	旧	新	変更年月日
長橋 勇人（あるく鍼灸治療院、はり・きゅう）	見附市今町5丁目39番39号 Kコーポ5 B4号室	所在地	見附市坂井町乙129-乙	見附市今町5丁目39番39号 Kコーポ5 B4号室	令和2年3月1日